



子どもの権利110番

子どもに関わる問題についての電話または面談による相談。京都弁護士会子どもの権利委員会委員が相談に応じます。子どもの立場に立った解決をめざしています。



利用対象

子どもに関わる問題をお持ちの方なら誰でも



利用方法

電話による相談は予約不要です。

面談による相談は、前日までに予約が必要です。



利用時間

毎週金曜日（祝日を除く） 午後3時～午後4時30分



主な相談内容

子どもに関するどんな相談でも受け付けています。



費用

無料



施設規模

相談室1室



問合せ先

京都弁護士会 子どもの権利委員会

〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下る

TEL (075)231-2378

URL <http://www.kyotoben.or.jp/>